

仕様書

- 1 件名
世田谷区お問い合わせセンター（せたがやコール）業務委託にかかる構築準備委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和9年5月31日まで
※お問い合わせセンター運営期間は、令和9年6月1日から令和13年10月31日まで
- 3 履行場所
受託者の事業所及び世田谷区（以下「区」という。）が指定する場所
- 4 委託内容及び委託範囲
令和9年6月に予定されている次期お問い合わせセンターの円滑な導入および運営のため、お問い合わせセンター準備（構築）業務としてお問い合わせセンターの運営に必要なスペース、電話等設備、システム、通信回線等お問い合わせセンター開設・運営に必要な機器等の調達及び準備（構築）に係わる業務を行う。（運用開始日までにお問い合わせセンターを構築する。）
具体的には、仕様書「世田谷区お問い合わせセンター（せたがやコール）業務委託」の仕様等を踏まえた、運営業務の履行に向けた準備業務とする。
- 5 業務の体制等について
受託者は、仕様書「世田谷区お問い合わせセンター（せたがやコール）業務委託」の別紙1－8構築業務他に倣い体制の構築、進捗報告、納品物の提供等を行うこと。
- 6 完了届の提出
受託者は、履行期間中の以下の期間について、業務完了後直ちに完了届を区に提出しなければならない。
・契約締結日から令和9年5月31日まで
- 7 支払方法
検査合格後、受託者の請求に基づき支払う。
支払回数 令和9年度 1回
(契約期間中で計1回の支払いとする。)
- 8 その他
 - (1) 業務受託に伴い入手する個人情報の取り扱いは、その保護管理体制を確立し、社員のモラルを徹底させ、情報の遺漏等の事故がないように努めること。なお、詳細については仕様書資料4「電算処理の業務委託契約の特記事項(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)」のとおりとし、これを遵守すること。
 - (2) 受託者は、区広報広聴課長が委託内容を変更する必要があると認めるときは、その協議に応じなければならない。また、受託者は、委託された作業内容を変更する必要がある場合は、区広報広聴課長に直ちにその旨を申し出、変更の可否等について協議しなければならない。なお、契約書及び仕様書に明記された委託内容・作業内容を変更する場合は、

原則的に契約変更によるものとし、主要な内容の変更を伴わない軽易な変更については区広報広聴課長の指示書によることができるものとする。

- (3) 本仕様書に記載のない事項については、原則として仕様書「世田谷区お問い合わせセンター（せたがやコール）業務委託（長期継続契約）」に倣うものとするほか、その他仕様書の内容について疑義が生じた場合は、別途広報広聴課と協議すること。

9 担当部署

政策経営部広報広聴課

(電話) 03-5432-2014 (FAX) 03-5432-3001